

令和5年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年5月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後6時4分開会 午後6時25分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 18名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 17番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 荒主査
正部川主任 遠藤主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 10番・宮嶋 睦子 11番・平 克洋
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から説明いたします。

- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、17番石尾委員から欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
10番宮嶋委員、11番平委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。
また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし4ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転の9件で、地区の内訳は、東鷹栖地区1件、江神地区6件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。
- 番号1番及び3番ないし5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
- 番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が新規に就農して農業に精励する案件でございます。
- 番号6番ないし9番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし9ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、番号5番について担当地区委員からの補足説明をお願いします。

○委員（佐藤 慎二） はい、それでは私、番号4番佐藤が説明をさせていただきます。
番号5番については、売買しようとする面積が13㎡と非常に狭いのですが、これは、譲受人の農地を借りたい方がほかにいるのですが、譲受人の農地のほんの一部13㎡を譲渡人が所有しているため、そこを譲受人が買って、その後すぐ、そこを含めた譲受人の農地をほかの方が借りようとするものです。これまでは以上の農地を譲渡人が耕作していたので問題ありませんでした。
以上です。

○議長（山田 孝） それでは、今補足説明がありましたが、議案第1号について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、駐車場を造成するものであります。
続いて、議案補足資料11ページの位置図を御覧ください。申請地はJR東旭川駅から南東へ約1.0kmに位置します。
次に、資料12ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には駐車場が造られる計画です。
審査内容の概要につきましては、資料13ページの総括表に記載しております。詳しくは資料14ページ及び15ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関して、番号1番について担当地区委員からの補足説明をお願いします。

- 委員（浅沼 博実） はい。13番浅沼です。
ただいま事務局から議案説明がありました。所在地は動物園通り、東旭川の市街地を抜けた北側に位置しております。その施設は譲受人により長年運営されている施設であります。
本件は農地法5条により2分1要件を適用し、降雪時の駐車場不足解消のため、駐車場造成整備を計画した転用であります。計画では周辺の農地・田んぼ等に影響を及ぼす恐れは無く、問題は無いと考えておりますのでよろしくお願いたします。
以上です。
- 議長（山田 孝） ありがとうございます。それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし50ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が3件、利用権設定の賃貸借が88件、使用貸借が1件、合計は92件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の3件は、いずれも江神地区となっております。
賃貸借の88件は、東鷹栖地区11件、永山地区6件、江神地区18件、西神楽地区8件、東旭川地区45件となっております。
使用貸借の1件は西神楽地区となっております。
集積面積は、所有権移転が7.1ha、利用権設定の賃貸借が239.4ha、使用貸借が0.8ha、合計247.3haでございます。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。
なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定にお

いては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項でございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の内容を記載しております。

したがって、登記面積の変更の他、所在や内地番の見直しなどによって、記載される内容が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号21番及び22番につきましては、佐藤委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（佐藤 慎二） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
議案の19ページ、利用権設定の番号21番は、期間満了による再設定、番号22番は、解約再設定でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号21番及び22番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号21番及び22番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（佐藤 慎二） （着席）

○議長（山田 孝） 佐藤委員が関係する案件について、決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の番号27番につきましては、一宮委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（一宮 敏昭） （退席）

- 議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
議案の22ページ、利用権設定の番号27番は、期間満了による再設定で
ございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号27番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号27番について異議なしと認め、計画を決定
いたします。
- 委員（一宮 敏昭） （着席）
- 議長（山田 孝） 一宮委員が関係する案件について、決定をいたしました。
- 続きまして、利用権設定の番号45番及び46番につきましては、滝川委
員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基
づき、一時退席をお願いします。
- 委員（滝川 岳雪） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
議案の30ページ、利用権設定の番号45番は、貸主の稼働力不足により、
全地を貸し付ける案件、46番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号45番及び46番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号45番及び46番について異議なしと認め、
計画を決定いたします。

○委員（滝川 岳雪） （着席）

○議長（山田 孝） 滝川委員が関係する案件について、決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の番号60番ないし82番につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（鹿野 直子） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。

議案の35ページないし45ページ、利用権設定の番号60番ないし63番、65番ないし72番、74番、77番ないし82番は、元の借主が新たに設立した法人に借主を変更する案件、64番は、貸主の稼働力不足により、一部を貸し付ける案件、73番、75番及び76番は借主を変更する案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号60番ないし82番について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号60番ないし82番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（鹿野 直子） （着席）

○議長（山田 孝） 鹿野委員が関係する案件について、決定をいたしました。

引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。

それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の3件は農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

利用権設定の内、議事参与制限の28件を除いた61件は、期間満了に

よる再設定が44件、解約再設定が2件、借主変更が8件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が7件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし3番、賃貸借の番号1番ないし20番、23番ないし26番、28番ないし44番、47番ないし59番、83番ないし88番、使用貸借の番号1番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは51ページ及び52ページでございます。

西神楽地区で3件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、番号1番について担当地区委員からの補足説明をお願いします。

○委員（平 克洋） はい。11番平です。
番号1番につきまして、西神楽地区の委員2名で確認いたしました。
本件の土地は、従前から山林化しておりますことから、農採地以外と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま補足説明がありましたが、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続きまして、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは53ページないし64ページでございます。

本件につきましては合計13件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区6件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区2件、東鷹栖地区と東旭川地区にまたがる案件が1件、江神地区と東旭川地区にまたがる案件が1件となっております。

届出の内訳といたしましては、番号5番及び6番を除く11件は相続による所有権の移転でございます。

番号5番及び6番は法人の合併によるもので、5番は所有権の移転、6番は賃借権の移転でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは65ページないし80ページでございます。

す。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区3件、西神楽地区2件、東旭川地区24件、合計で29件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を閉会いたします。